三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

住野川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第九百十三号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県田川郡香春町大字採銅所字前田

五五五四番一
五五五四番一地先道路敷
五五五八番一
五五五八番一地先河川敷
五五五九番
五五六〇番

五五六二番一
五五八二番二
五七二〇番一
五七二九番四
五七二九番二地先道路敷
五七四二番地先道路敷
五七五二番一

字屋敷ノ下　五七五三番三

○国土交通省告示第千三百七十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＦＲ	141035	ＳＥＴＡＧＡＷＡ	平成21. 11. 27
７ＪＧＥ	141125	ＰＬＥＩＡＤＥＳ ＬＥＡＤＥＲ	21. 11. 16
ＪＤ2894	140990	海人	21. 11. 10
ＪＤ2963	141088	第十八東丸	21. 11. 10
ＪＤ2977	141114	ふたみ丸	21. 11. 11
ＪＤ2985	141128	林航丸	21. 11. 6
ＪＤ2986	141129	第八末広丸	21. 11. 17
ＪＤ2989	141134	みのしま	21. 11. 18
ＪＤ2990	141135	新共栄丸	21. 11. 18
ＪＤ2991	141136	第八幸秀丸	21. 11. 2
ＪＤ2993	141141	松星丸	21. 11. 19
ＪＤ3003	141155	のぞみ	21. 11. 13
ＪＤ3006	141158	旭寶丸	21. 11. 11
ＪＤ3008	141161	やはた丸	21. 11. 17
ＪＤ3010	141164	ろっこう	21. 11. 27
ＪＤ3011	141165	はやぶさ	21. 11. 25

○国土交通省告示第千三百七十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＫＯＨ	126648	第六十八八幡丸	平成21. 11. 24
７ＫＳＩ	126328	第五十八佐賀勝丸	21. 11. 13
ＪＡＲＯ	124499	第七十五朝洋丸	21. 11. 2
ＪＢＣＮ	129795	ケープメイ	21. 11. 27
ＪＣＭＬ	129758	第六十五住吉丸	21. 11. 9
ＪＥＳＹ	129962	第五十八合栄丸	21. 11. 5
ＪＨＣＢ	129327	第一松榮丸	21. 11. 18
ＪＨＨＳ	128466	第二福久丸	21. 11. 16
ＪＩＵＷ	131552	やいづ	21. 11. 30
ＪＫＨＨ	129150	わしんとんはいうぇい	21. 11. 20
ＪＫＫＢ	130898	第八十八勝栄丸	21. 11. 4
ＪＫＬＳ	129158	ＣＯＯＰＥＲ ＲＩＶＥＲ ＢＲＩＤＧＥ	21. 11. 9
ＪＫＴＷ	130686	第六十八清勝丸	21. 11. 1
ＪＰＢＡ	119091	きくち	21. 11. 6
ＪＰＲＥ	132912	第五十八良栄丸	21. 11. 16
ＪＰＵＭ	130895	第一漁安丸	21. 11. 27
ＪＤ2118	140176	海王丸	21. 11. 19
ＪＥ3018	130897	第一八幡丸	21. 11. 6
ＪＦ2154	120109	はりおＶ	21. 11. 10
ＪＧ3515	117736	高見丸	21. 11. 2
ＪＧ3793	121939	さちなみ	21. 11. 2
ＪＧ4555	128833	第十三伸興丸	21. 11. 11
ＪＧ4563	127649	せいかい	21. 11. 24
ＪＧ4689	129751	第二十一照平丸	21. 11. 20
ＪＧ5069	133089	興明丸	21. 11. 20
ＪＧ5207	133859	三景丸	21. 11. 13
ＪＨ2515	112237	第八青福丸	21. 11. 17
ＪＨ3163	130076	あつた丸	21. 11. 9
ＪＩ3444	131695	第三十六関西丸	21. 11. 4
ＪＩ3478	131730	旭豊丸	21. 11. 13
ＪＩ3565	134165	第十五冨士丸	21. 11. 17
ＪＪ3552	129295	福吉丸	21. 11. 26
ＪＪ3882	132412	光洋丸	21. 11. 19
ＪＫ3689	120427	笠戸	21. 11. 17
ＪＫ4822	129625	日章丸	21. 11. 11
ＪＫ5108	133068	康洋丸	21. 11. 5
ＪＫ5160	133023	シャトル３号	21. 11. 19
ＪＫ5272	133663	第十八宝運丸	21. 11. 13
ＪＫ5570	136150	シャトルぼーぷ	21. 11. 18
ＪＬ5730	130643	第八伊豫丸	21. 11. 9
ＪＬ5865	132063	智勝丸	21. 11. 11
ＪＬ5917	131522	翔和丸	21. 11. 2
ＪＬ5946	131515	宮吉丸	21. 11. 11
ＪＬ6130	132957	幸宝	21. 11. 2
ＪＬ6132	132959	第三永伸丸	21. 11. 13
ＪＬ6211	133906	第二霧島丸	21. 11. 6

○環境省告示第八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
小野田ケミカル株式会社	東京都荒川区東日暮里三丁目十一番十七号

○環境省告示第八十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町十一番一号

○東北地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十五日

東北地方環境事務所長　小林　香

氏名又は名称	住所
株式会社アスベストセーフネットラザ研究センター	宮城県仙台市泉区高森二丁目一番地の四十　二十一世紀プラザ百四号室

○国土交通省告示第千三百七十三号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
3360	平成6. 10. 3	130686	第六十八清勝丸

○国土交通省告示第千三百七十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0517107	平成17. 4. 18	125750	第七島光丸
A08192013	20. 6. 17	134314	第八新英丸